

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 48 号

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則（昭和 34 年岩手県規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(変更の承認を要しない事項)</p> <p>第 2 条の 5 条例第 7 の 4 ただし書に規定する知事が定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(特別地域内における行為の許可の基準)</p> <p>第 4 条の 2 [略]</p> <p>2～19 [略]</p> <p>20 条例第 10 条第 3 項第 8 号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>21～25 [略]</p> <p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第 5 条 条例第 10 条第 8 項第 3 号に規定する行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 信号機、防護柵、土留よう壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）</p> <p>(10)～(22) [略]</p> <p>(23) 地表から 2.5メートル以下の高さで、<u>広告物その他これに類する物を建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。</u></p> <p>(24)～(92) [略]</p>	<p>(変更の承認を要しない事項)</p> <p>第 2 条の 5 条例第 7 条の 4 ただし書に規定する知事が定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(特別地域内における行為の許可の基準)</p> <p>第 4 条の 2 [略]</p> <p>2～19 [略]</p> <p>20 条例第 10 条第 4 項第 8 号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>21～25 [略]</p> <p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第 5 条 条例第 10 条第 8 項第 3 号に規定する行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 信号機、防護柵、土留よう壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。</p> <p>(10)～(22) [略]</p> <p>(23) 地表から 2.5メートル以下の高さで、<u>広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。</u></p> <p>(24)～(92) [略]</p> <p><u>(93) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。</u></p> <p><u>(94) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。</u></p> <p><u>(95) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告</u></p>

物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風致の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

(96) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(97) 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（平成14年岩手県条例第26号）第13条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣であって、同条例第2条第2項に規定する指定希少野生動植物（同条例第41条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(98) [略]

（普通地域内における届出を要しない行為）

第8条 条例第12条第7項第2号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第47条第2号に規定する特殊索道を新築し、改築し、又は増築すること。

(3)・(4) [略]

(93) [略]

（普通地域内における届出を要しない行為）

第8条 条例第12条第7項第2号に規定する知事が定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第47条第4号に規定する丙種特殊索道を新築し、改築し、又は増築すること。

(3)・(4) [略]

<p>(5) 宅地内の鉱物を掘採すること。</p> <p>(6)～(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p>	<p>(5) 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>(6)～(15) [略]</p> <p><u>(16) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。</u></p> <p><u>ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間</u></p> <p><u>イ 風致の維持のために行われる措置の内容</u></p> <p><u>ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限</u></p> <p><u>エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨</u></p> <p>(17) [略]</p>
<p>2 (特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第5条 条例第10条第8項第3号に規定する行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(97) [略]</p> <p>(98) [略]</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第5条 条例第10条第8項第3号に規定する行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(97) [略]</p> <p><u>(98) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に基づき知事が指定する鳥獣保護地区内において、同法第28条の2第1項又は第4項に規定する保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</u></p> <p>(99) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成19年4月16日から施行する。